

藤沢市キャッシュレス決済ポイント還元事業に関するプロポーザル実施要領

1. 事業の名称

藤沢市キャッシュレス決済ポイント還元事業

2. 契約期間（予定）

契約締結日から2024年（令和6年）2月29日（木）まで

3. 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

650,000,000円

4. 事業目的・内容等

別紙「藤沢市キャッシュレス決済ポイント還元事業仕様書」のとおり

5. スケジュール

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 公募期間 (参加申込書等の提出) | 2023年（令和5年）7月24日（月）から 2023年（令和5年）8月7日（月） 午後3時まで(必着) |
| 2 | 質問期間 | 2023年（令和5年）7月24日（月）から 2023年（令和5年）8月7日（月） 午後3時まで(必着) |
| 3 | 質問に対する回答 | 2023年（令和5年）8月14日（月）までに市 公式ホームページ上で回答 |
| 4 | 企画提案書等の提出 | 2023年（令和5年）8月24日（木） 午後3時まで（必着） |
| 5 | 選定結果の通知 | 2023年（令和5年）9月1日（金） 発送(予定) |

※各実施日については事務の都合上やむを得ない場合変更できるものとする。

6. プロポーザル参加資格要件

本事業の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、基準日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで次に掲げる参加資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないものであること。

- (2) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。同要綱に基づく参加資格者名簿に登載のない業者についても、指名停止と同等の事項がないこと。
- (3) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等に該当する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。また、関係を有していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が不健全でないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている事業者でないこと。
- (5) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申し立てがなされていない事業者であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過している事業者又は提案書提出日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていない事業者であること。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している事業者でないこと。

7. 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望される方は、「6. プロポーザル参加資格要件」を確認のうえ、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 受付期間

2023年（令和5年）7月24日（月）から2023年（令和5年）8月7日（月）午後3時まで。（持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）。ただし、土日祝日を除く。）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）：1部

イ 会社概要書（様式第2号）、会社案内等：1部

ウ 定款及び登記簿謄本：1部

(ただし登記簿謄本は、2023年(令和5年)4月以降に取得したもの、写し可)

エ 次に掲げる納税証明書(滞納等の記録がないもので、令和5年4月以降に発行されたもの、写し可。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。)

(ア) 市内に事業所がある場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納がないことの証明(納税証明その3の3)

b 法人市民税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書

c 固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明)

提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

(イ) 市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは未納のないことの証明(納税証明その3の3)

(3) 提出方法及び提出先

「12. 事務局」へ持参又は郵送(受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る)により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに電話、郵送の場合は発送後に「12. 事務局」へメールにて連絡すること。

8. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は原則本要領及び別紙「藤沢市キャッシュレス決済ポイント還元事業仕様書」の条件を満たす企画提案をすること。なお企画提案書等に関する提出部数については原本1部、写し6部とする。

(1) 受付期間

2023年(令和5年)7月24日(月)から2023年(令和5年)8月24日(木)まで。(持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)。ただし、土日祝日を除く。)

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）及び企画提案書別紙（様式任意）。

（ア）企画提案書についてはA4判、日本語で作成し、企画提案書別紙については目次をつけること。

（イ）フォント及びフォントサイズ、イメージ図等の掲載は任意とする。

（ウ）総ページは表紙並びに目次を除き、最大30ページとする。A4を超える大きさの用紙の折り込み可とするが、片面2ページ換算とする。なお、両面印刷の場合、A4は2ページ、A4超は4ページ換算とする。

（エ）各ページの下段に番号をふり、ページ数が多い場合などは必要に応じてステープラー等で2ヶ所を綴じること。（長辺綴じ）

イ 見積書（様式第5号）及び任意書式の内訳書

見積額については、提案限度を上限とし、任意書式にてポイント還元額、事務費等の内訳を添付すること。

ウ 個人情報保護に取り組んでいることがわかる書類。

(3) 提出方法及び提出先

「12. 事務局」へ持参又は郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに電話、郵送の場合は発送後に「12. 事務局」へメールにて連絡すること。

9. 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書（様式第3号）を提出すること。電話や来訪による口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

2023年（令和5年）7月24日（月）から2023年（令和5年）8月7日（月）午後3時まで。

(2) 提出方法及び提出先

「12. 事務局」へメールで提出すること。メールのタイトルについては「【藤沢市】公募型プロポーザル質問書」とすること。必要に応じ送信後に「12. 事務局」

へ電話で連絡すること。

(3) 質問への回答

2023年(令和5年)8月14日(月)までに市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。またこの回答は、本実施要領及び仕様書等の追加・補足とみなす。

10. 選定方法

藤沢市キャッシュレス決済ポイント還元事業者選定委員会(以下選定委員会という。)が、次のとおり審査選定を行うこととする。

(1) 事業者の選定方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会が事業者の提出資料に基づき企画提案書等、書面により事業者の評価を行う。

評価は選定委員6人により審査し、一人250点満点で評価の上採点する。

選定委員合計点を総合得点とし、総合得点の最も高い事業者を優先交渉事業者として選定し、次点を第2位交渉事業者とする。

ただし、総合得点の最も高い事業者が2者以上ある場合は、委員長が優先交渉事業者及び第2位交渉事業者を決定する。

全ての事業者の総合得点が満点の50%以下となった場合は、優先交渉事業者を選定せず、再度提案等を募集することがある。

なお、提案者が1者であった場合は、市が設定する基準点(満点の50%)を超えた場合に限り交渉事業者として選定する。

※総合得点は、事業者ごとに優先交渉事業者及び第2位交渉事業者の合計点のみを公開とする。

(2) 審査基準

企画提案書及び提出書類の記載内容について、各評価項目に基づき審査し、優先交渉事業者を選定する。

(3) 評価項目及び評価基準、配点

前号の各評価項目は、次のとおりとする。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点(満点) |
|------|--------|--------------|--------|
| 1 | サービス内容 | ①ユーザー数及び決済回数 | 15点 |
| | | ②市内加盟店数 | 15点 |
| | | ③ポイント還元額 | 20点 |

| | | | |
|----|-------------|-------------------------|------|
| 2 | 中小事業者への配慮 | ④決済手数料率 | 20点 |
| | | ⑤振込手数料率 | 15点 |
| | | ⑥市内への経済的効果 | 20点 |
| | | ⑦中小事業者での利用促進 | 20点 |
| 3 | デジタルデバインド対応 | ⑧デジタルに不慣れな店舗等への説明及び加盟促進 | 20点 |
| | | ⑨デジタルに不慣れな利用者への対応 | 20点 |
| 4 | サポート体制 | ⑩コールセンターの体制 | 15点 |
| | | ⑪周知・広報 | 15点 |
| | | ⑫不正利用対策 | 15点 |
| 5 | その他 | ⑬キャッシュレス決済の定着 | 10点 |
| | | ⑭事業者独自の提案 | 10点 |
| | | ⑮効果測定・実施報告 | 10点 |
| | | ⑯他自治体での実績 | 10点 |
| 合計 | | | 250点 |

※①について、ユーザー数及び決済回数は全国の実績を示すこと。(藤沢市に住所を有するユーザー数や藤沢市のユーザーによる決済回数分かる場合加点。) なお、決済回数については対象キャッシュレス事業者が一般社団法人キャッシュレス推進協議会に報告している2023年1月から3月までの店舗利用件数のうち、実店舗における決済件数(Webやアプリ内決済を除いた、バーコード及び2次元コードを介した「実店舗」における利用として報告された件数)について示すこと。

※②について、市内加盟店数については、店内重複(一つの店舗で複数レジでの決済が可能な場合に複数カウントしないこと)を除くこと。また、複数の対象キャッシュレスを提案する場合、対象キャッシュレスでの複数カウントはしないこと。(一つの店舗で、Aペイ、Bペイ等が利用できる場合、店舗数は1とすること。重複していないことについて、確認書類の提出ができない場合は、最も加盟店が多い事業者の数を評価の対象とする。)

※③について、ポイント還元額は、予算に見合った規模となっているか、見積総額に対するポイント還元相当額の割合(事務費の占める割合)を評価する。

※④について、加盟店が負担する決済手数料の料率を評価の対象とする。

※⑤について、加盟店に対する換金振込手数料について評価の対象とする。

※⑥について、経済的効果を踏まえた実施時期、ポイント還元率、ポイント付与上限額の設定を評価する。

※⑦について、中小事業者での利用促進につながる仕組みとなっているかを評価す

- る。
- ※⑧について、デジタルに不慣れな、高齢者が経営する小規模な店舗等に対して、キャッシュレス化を推進できるか、新規加盟店を開拓する体制が整っているかを評価する。
 - ※⑨について、新規利用者や不慣れな利用者への説明会実施などの体制が整っているかを評価する。
 - ※⑩について、利用者や対象店舗等からの問い合わせに対応する体制が整っているかを評価する。
 - ※⑪について、事業者、利用者に向けた周知方法（ホームページ・販促ツール・新聞折込・地域情報誌の活用等）が充実しているかを評価する。
 - ※⑫について、セキュリティ対策や不正利用対策が充実しているかを評価する。
 - ※⑬について、本事業の終了後においても、キャッシュレス決済を定着させるような工夫がされているかを評価する。
 - ※⑭について、事業者独自の提案が優れている場合評価する。
 - ※⑮について、事業終了後の効果測定及び実施報告が、有効に活用されるものとなっているか評価する。
 - ※⑯について、他自治体での実績があり、類似業務の経験が豊富であるかを評価する。

(4) 結果通知

選定結果については、参加申込書記載の所在地に、それぞれ次の書類を文書で発送する。

ア 参加資格を満たしていない場合

参加資格確認結果通知書（様式第6号）

イ 優先交渉事業者に選定した場合（交渉事業者に選定した場合も含む）

選定結果通知書（様式第7号）

ウ 第2位交渉事業者に選定した場合

選定結果通知書（様式第8号）

エ 優先交渉事業者等に選定されなかった場合

選定結果通知書（様式第9号）

(5) 仕様等の決定

仕様等は選定後、市と優先交渉事業者と協議の上で決定することとする。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位交渉事業者と調整を行うこととする。

1 1. その他留意事項

- (1) プロポーザルの応募に関する経費については、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出された関係書類については、「藤沢市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象とする。なお、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）については、「藤沢市情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、市の保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断する。
- (4) 参加申込書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- (5) 企画提案書等提出した書類に虚偽の記載をした場合、提案を無効とする。
- (6) 見積金額が提案上限額を超えた提案者は失格とする。
- (7) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること。
- (8) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (9) 審査に対する電話等による問い合わせには応じず、異議を申し立てることはできない。
- (10) 本プロポーザルに参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (11) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

1 2. 事務局

経済部 産業労働課 商業・総務担当

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎8階

電話番号 0466-50-3530

メールアドレス:fj1-indus@city.fujisawa.lg.jp

(スパムメール防止のため◎を@と読み替えてください。)